

区立公園等の受動喫煙防止対策について

分煙化・禁煙化する区立公園及びポケットパークについて考え方を取りまとめたので報告する。

1 分煙化・禁煙化とする公園について

区立公園及びポケットパークは区内に177箇所あり、分煙化する公園は7箇所、それ以外の公園等については禁煙化とする。

今後も公園の利用状況を注視しながら、受動喫煙防止対策を推進していくとともに、必要な改善を図っていく。

(1) 10,000㎡以上の公園

厚生労働省令で定める特定屋外喫煙場所の考え方においては、利用者が通常立ち入らない場所で、喫煙できる場所を明確に区分し、喫煙できる場所であることを掲示して喫煙場所を設置することとしている。

以上の考え方を基に、10,000㎡以上の公園(計11公園)について、以下の条件により、喫煙場所の設置を検討した。

- ① 利用者に配慮し、園路・休養施設から十分な距離が取れる。
- ② 子どもや隣接住民に配慮し、遊具・隣接住居から十分な距離が取れる。
- ③ 芝生広場・草地広場・運動施設等のエリア外である。
- ④ 植栽等で区分した喫煙場所が設置できる。

<検討公園(計11公園)>

南台いちょう公園、新井薬師公園、広町みらい公園、本五ふれあい公園、桃園川緑道、妙正寺川公園、中野上高田公園、中野四季の森公園、哲学堂公園、平和の森公園、江古田の森公園

その結果、新井薬師公園、中野上高田公園、哲学堂公園、平和の森公園及び江古田の森公園の5公園について喫煙場所を設置し、分煙化とする。

(2) 2, 500㎡以上から10,000㎡未満の公園

2, 500㎡以上から10,000㎡未満の公園（計20公園）については、以下の条件により、厚生労働省健康局長通知「屋外分煙施設の技術的留意事項」の要件を満たす公衆喫煙場所の設置を検討した。

- ① 子どもや隣接住民に配慮し、遊具・隣接住居から十分な距離が取れる。
- ② 園路・芝生広場・草地広場・運動施設等のエリア外である。
- ③ パーテーション型（※）で区分した公衆喫煙場所が設置できる。
- ④ 地域合意が得られる場所であること。

※パーテーション型とは、高さ2～3m程度の壁に囲まれ、方向転換のためのクランクがあり、四方の壁の下に給気用の隙間があること。

<検討公園（計20公園）>

中央西公園、丸山塚公園、桜山公園、丸山公園、風の子ひろば、栄町公園、上高田台公園、上高田二丁目公園、大和公園、城山公園、沼袋西公園、谷戸運動公園、南台公園、八成公園、鷲宮運動広場、紅葉山公園、江原公園、本二東郷やすらぎ公園、江古田公園、白鷺せせらぎ公園

その結果、栄町公園及び白鷺せせらぎ公園の2公園については、①～③の条件を満たしている。今後、地域の意見を伺い、地域合意を得て公衆喫煙場所を設置し、分煙化とする。

(3) 2, 500㎡未満の公園

現時点では（2）①～③の条件を満たさないため禁煙化とする。

今後、地域からの要望が示された場合には、分煙環境の整備が可能かどうか再度検討する。

2 今後の予定

令和2年 7月	区報・区ホームページで分煙化・禁煙化の考え方を公表 地域での意見聴取開始
10月	公園内に分煙化及び禁煙化の掲示物の設置工事完了
12月	灰皿撤去等工事完了
令和3年 1月	区立公園等の分煙化・禁煙化開始